

案件(2)

下水の処理に関する負担について

1 管理経費の負担の概要

(1) 管理経費等の負担

真鶴町の下水の処理に関する管理経費等の負担額は、「下水の処理に関する事務の事務委託に関する協定書」第1条第3項において、真鶴町の処理水量に基づいて算定することが規定されている。

(2) 管理経費の負担の取扱い

真鶴町では、下水道の整備率が低く、処理水量が当面一定水量に達することが見込まれないことから、真鶴町から提出された「年度別計画発生汚水量予測表」に基づき、平成26年度までは、一定水量ではなく実際の処理水量を負担額の算定根拠とすることとした。

○管理経費等の負担額に関する協議書(抜粋)

(処理水量)

- 1 管理経費等の負担額を算定する真鶴町分の処理水量は、平成24年4月から平成19年協議書に基づく協議が調うまでは一定水量とし、協議が調った日から平成26年度までは、真鶴中継ポンプ場の送水量及び湯河原町への流入接続箇所において計測した数値に基づき確定するものとする。
- 2 平成27年度以降において、当該年度の真鶴町分の処理水量が一定水量に満たない場合は、一定水量を処理水量とする。

(3) 一定水量

「下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書」第2に規定されている一定水量の基準は、実際に整備した区域(接続可能な区域)を算定根拠とすることで、一定水量の基準を実態に即して引き下げ、真鶴町の下水道の整備・普及促進効果が反映され易い内容に改めた。

令和5年度下水処理負担金精算額

	水量 (m ³)	負担金 (千円/年)	水量比 (%)
真鶴町	75,842 (実績水量) 97,140 (一定水量)	8,455	2.3%
熱海市	343,527 (実績水量)	30,764	10.3%

※令和5年度有収水量 : 3,323,534 m³/年

令和5年度経費 : 285,621 千円/年

(4) 水量等の推移

(真鶴町分)

	平成19年度 (供用開始)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全体計画 (m ³) ①	1,657,100			664,300		
計画水量 (m ³)	41,245	70,445	103,660	130,305	158,775	183,595
実水量 (m ³) ②	16,053	40,299	53,112	62,288	66,686	71,455
一定水量 (m ³)	—	—	—	—	—	—
水量達成率 (%) ②/①	1.0	2.4	3.2	9.4	10.0	10.8
負担金 (千円)	1,200	1,832	6,514	2,593	4,272	5,145
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体計画 (m ³) ①	664,300					667,950
計画水量 (m ³)	211,700	301,125	421,210	547,865	653,350	748,250
実水量 (m ³) ②	72,188	70,857	73,050	70,090	69,436	70,175
一定水量 (m ³)	—	—	73,469	75,777	79,167	71,594
水量達成率 (%) ②/①	10.9	10.7	11.0	10.6	10.5	10.5
負担金 (千円)	4,666	4,679	3,887	4,626	4,032	4,782
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体計画 (m ³) ①	667,950					646,050
計画水量 (m ³)	828,185	896,805	961,410	999,735	1,026,015	
実水量 (m ³) ②	67,632	73,259	75,585	76,733	75,842	
一定水量 (m ³)	76,500	80,240	82,813	90,741	97,140	
水量達成率 (%) ②/①	10.1	11.0	11.3	11.5	11.4	
負担金 (千円)	4,707	6,137	5,877	6,810	8,455	

※計画水量 : 「年度別計画発生汚水量予測表」による。全体計画変更(区域・人口)に伴う、当該計画の見直しはしていない。

参考(湯河原町分)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体計画 (m ³) ①	4,642,800					4,365,400
実水量 (m ³) ②	2,982,652	2,931,758	2,896,705	2,864,691	3,055,323	3,015,254
水量達成率 (%) ②/①	64.2	63.1	62.4	61.7	65.8	69.1
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体計画 (m ³) ①	4,365,400					
実水量 (m ³) ②	3,002,845	2,915,892	2,852,844	2,880,974	2,904,165	
水量達成率 (%) ②/①	68.8	66.8	65.4	66.0	66.5	

2 建設費の負担の概要

建設費の負担

建設費の負担率は、湯河原、熱海市、真鶴町のそれぞれの計画処理水量、計画処理人口及び計画処理面積を基準とし定めている。

○処理場（湯河原町・真鶴町・熱海市の負担率）

	計画汚水量 (日最大)	計画処理人口	計画処理面積	負担率	令和5年度 負担額
湯河原町	25,650 m ³	32,600 人	629.0ha	<u>69.45%</u>	<u>191,302 千円</u>
真鶴町	7,550 m ³	9,800 人	175.0ha	<u>20.22%</u>	<u>55,695 千円</u>
熱海市	3,157 m ³	4,000 人	127.4ha	10.33%	28,453 千円
計	36,375 m ³	46,400 人	931.4ha	100%	

※令和5年度事業費（処理場建設改良費）：483,640 千円

3 広域下水道の現状

（湯河原町）

市街地は概成。現在、未普及箇所の整備を実施。

（真鶴町）

令和4年度まで面整備を行っていたが、人材・財政的な理由で面整備が行える状況でなくなったため、供用開始面積は32.38haに留まっており、整備率は全体計画ベースで25.90%、事業計画ベースで53.08%となっている。

（熱海市泉処理区）

汚水整備は概成。

4 両町の今後の課題

(1) 未利用・未稼働施設の解消

- ・流入水量の増加が見込めず依然として処理施設の一部が未利用・未稼働となっている。このことにより、維持管理に係る経費の負担割合にも影響を及ぼすことになる。
- ・全体的な有収水量・流入水量の減

(2) 下水道の整備・普及促進

（湯河原町）

湯河原町においては、引き続き未普及箇所の解消及び下水道処理区域内の接続率の向上（未接続対策）を図る。

（真鶴町）

真鶴町においては、事業計画に定める区域内の整備は先送りするが、下水道処理区域内の接続率の向上を図り、水洗化を進める必要があることから、既に供用開始している区域において周知の内容や、戸別訪問のやり方などを見直し、積極的な接続勧奨を検討していく。

(3) 下水の処理に関する負担の取扱い

（ア）下水処理負担金

今後、真鶴町の汚水整備が停滞すると毎年一定水量がほぼ同じとなる。一定水量の基準は、「年度別計画発生汚水量予測表」に基づき、下水道の整備を促進することを前提に変更した経緯があり、下水道整備を積極的に推進して、処理水量の増加に努める必要がある。

（湯河原町）

着実に事業を進め実水量の増加を図る。増加が見込めない場合は、湯河原町としては、負担額等について見直しを検討していく必要がある。

（真鶴町）

真鶴町としては今後、一定水量を超える水量としていく方針であることから、負担額の見直しの必要性はない。

（イ）建設費負担金

設備の老朽化・更新及び耐震化による改築更新費用が増大するため、両町の負担は大きくなる。今後の更新投資等に係る財源を確保していくには、下水道使用料の適正化が必要となり、今後の経営課題となる。

5 協議事項

（事業計画について）

今後の下水道事業計画等について、改めて両町において協議する必要があると考えられる。

（負担額について）

供用開始以降の真鶴町の処理水量の推移から判断すると、計画水量を満たしていないため湯河原町の負担増となっている。平成24年7月30日に両町が締結した協議書に基づく負担額等について、再度両町において協議する必要があると考えられる。

【参考】

○「湯河原町・真鶴町の下水の処理に関する事務の事務委託に関する確認書」の一部変更（抜粋）

（第2の変更）

変更確認書第2中「なお、一定水量とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条の規定に基づく事業計画に定める計画汚水量（日平均汚水量×365日）の50%とし、これに満たない場合にはこれに相当する汚水量とする。」を「なお、一定水量とは、下水道法第9条の規定に基づく供用開始の公示等の下水を排除すべき区域の面積と、下水道法第4条の規定に基づく事業計画に定める人口密度から算定される人口に、汚水量原単位（日平均）を乗じて算出した数量の50%とする。」に改める。

（現行の算定式）

供用開始面積（変動値）×人口密度（事業計画値）×汚水量原単位（事業計画値）
×365（日）×50%